

## 信用事業業務検定試験問題

# 第48回 JAバンク・JFマリンバンク 年金アドバイザー

2021年2月6日 実施

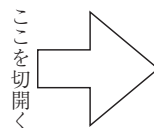
## ご注意(試験開始前によく読んでください)

1. 答案を作成する前に、この冊子の裏表紙に印刷してある「答案作成上のご注意」をよく読んでください。
2. 解答用紙に記載されている受験番号・氏名が正しいかどうかを確認してください。誤りがある場合は監督者に申し出てください。
3. 試験問題は、監督者の合図があってから開封してください。
4. 試験問題は、連動する通信教育講座の内容に沿って作成しています。
5. 試験問題に関しては、印刷不明瞭な点以外の質問は受け付けません。
6. 不正な行為があったときは、解答はすべて無効になります。
7. 退席の際には、解答用紙は必ず監督者に直接手渡してください。
8. 新型コロナウイルス感染症対策のため、試験時間中を含め、マスクの着用をお願いします。体調がすぐれない場合は、監督者に申し出てください。
9. そのほか、監督者の指示に従ってください。

※ 本検定試験の優秀成績者については、当社機関誌等において所属団体・氏名等を公表することとしておりますが、ご同意いただけない方は下欄に記入の上、試験終了後、本紙をミシン目に沿って切り取り監督者にご提出ください。

私は、優秀賞(最優秀賞含む)を受賞しても所属団体・氏名等の公表に同意いたしません。

都道府県名	所属団体名
受験番号	氏名



## JAバンク・JFマリンバンク 年金アドバイザー

連動する通信教育講座の内容や各種規定（統一版等）に基づき解答してください。

**[問1]** わが国の最近の人口動向等について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 平成30年の簡易生命表によると、日本人の平均寿命は、女性が男性を7歳以上上回っている。
- (2) 「高齢社会白書」による平成30年の総人口に占める65歳以上の人の割合は、30%を超えている。
- (3) 平成30年の合計特殊出生率は、1.30を下回っている。
- (4) 「国民生活基礎調査」による平成29年の高齢者世帯の所得を種類別にみると、「公的年金・恩給」の割合は70%を下回っている。
- (5) 平成29年度の社会保障給付費の総額は、110兆円を下回っている。

**[問2]** わが国の公的年金制度の現況について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 平成30年度末の公的年金の加入者数は、7,000万人を上回っている。
- (2) 平成30年度末の国民年金の第3号被保険者数の割合は、公的年金の全加入者数の10%を下回っている。
- (3) 平成30年度末の第1号厚生年金被保険者における短時間労働者の被保険者数は、50万人を下回っている。
- (4) 平成30年度（現年度分）の国民年金保険料の納付率は、60%を下回っている。
- (5) 平成30年度末の公的年金の受給者数（実受給権者数）は、4,500万人を上回っている。

**[問3]** 健康保険制度等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 健康保険の標準報酬月額は、第1級の58,000円から第50級の1,390,000円までの50等級に区分されている。
- (2) 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の保険料率は、都道府県により異なっている。
- (3) 倒産・解雇などにより失業（離職）した場合、国民健康保険の保険料（税）が軽減される制度がある。
- (4) 70歳から75歳に達するまでの者（現役並み所得者）の医療費の自己負担割合は、2割である。
- (5) 介護保険の第1号被保険者とは、市区町村の区域内に住所がある65歳以上の者をいう。

[問4] 国民年金の被保険者について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者であって遺族基礎年金の受給権者は、第1号被保険者である。
- (2) 日本国内に住所を有しない者も、第2号被保険者になることができる。
- (3) 第3号被保険者は、配偶者が厚生年金保険の被保険者でなくなった場合、第1号被保険者への種別変更の届出をしなければならない。
- (4) 受給資格期間を満たしている65歳以上の厚生年金保険被保険者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、第3号被保険者である。
- (5) 第3号被保険者である被扶養配偶者の認定基準では、障害基礎年金の収入は年間収入に含まれる。

[問5] 国民年金の被保険者の資格取得および喪失等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 20歳未満で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は、20歳に達したときに第2号被保険者となる。
- (2) 日本国内に住所を有する外国人留学生は、20歳に達したときに第1号被保険者の資格を取得する。
- (3) 20歳以上60歳未満の者は、第2号被保険者の被扶養配偶者となったときに第3号被保険者の資格を取得する。
- (4) 第1号被保険者は、原則として60歳の誕生日の前日にその資格を喪失する。
- (5) 65歳未満の厚生年金保険の被保険者は、退職した日の翌日に第2号被保険者の資格を喪失する。

[問6] 国民年金の第1号被保険者の保険料等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 保険料を納付する義務があるのは、被保険者とその配偶者および世帯主である。
- (2) 令和2年度の保険料は、月額16,540円である。
- (3) クレジットカードを利用して保険料を納付するための手続は、インターネット経由で完結できる。
- (4) 口座振替で当月分の保険料を当月引落として納付した場合、月額50円割引される。
- (5) 保険料の納期限から2年を経過すると、保険料を納付することができない。

**[問 7]** 国民年金の第1号被保険者に対する保険料免除制度等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害基礎年金を受給している者は、法定免除者に該当する。
- (2) 過去2年(2年1ヵ月前)まで遡って保険料免除の申請をすることができる。
- (3) 学生納付特例制度の対象となっている者は、保険料半額免除制度の対象とされない。
- (4) 産前産後免除期間は、単胎妊娠の場合、出産予定日または出産日の属する月の前月から4ヵ月間である。
- (5) 50歳未満の保険料の納付猶予制度の所得基準は、本人および世帯主の所得で判定される。

**[問 8]** 厚生年金保険の被保険者について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 適用事業所に使用される70歳未満の者は、国籍にかかわらず原則として被保険者となる。
- (2) 2ヵ月以内の期間を定めて使用されている者が、所定の期間を超えて引き続き使用されることとなった場合は、そのときから原則として被保険者となる。
- (3) 臨時的事業の事業所に継続して4ヵ月使用される見込みの者は、被保険者とならない。
- (4) 常時従業員を使用する法人事業所の代表者は、被保険者とならない。
- (5) 短時間労働者が被保険者となるには、1週の所定労働時間が20時間以上あることが必要である。

**[問 9]** 厚生年金保険の被保険者資格の取得・喪失および被保険者期間について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 月の末日に適用事業所に入社した場合、その月は被保険者期間に算入されない。
- (2) 月の末日に退職した場合、退職した月まで被保険者期間に算入される。
- (3) 被保険者が死亡したときは、死亡した日の翌日に被保険者の資格を喪失する。
- (4) 70歳に達した日に被保険者の資格を喪失する。
- (5) 第1号厚生年金被保険者が退職した日に第2号厚生年金被保険者の資格を有するにいたったときは、その日に第1号厚生年金被保険者の資格を喪失する。

[問10] 厚生年金保険の保険料（率）について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 第1号厚生年金被保険者の保険料は、事業主と被保険者が2分の1ずつを負担する。
- (2) 第2号厚生年金被保険者と第3号厚生年金被保険者の令和3年2月分の保険料率は、異なっている。
- (3) 標準報酬月額と標準賞与額に乘じる保険料率は、同じである。
- (4) 第1号厚生年金被保険者の産前産後休業期間中の保険料は、被保険者負担分・事業主負担分とも免除される。
- (5) 第1号厚生年金被保険者が3月末日に退職した場合、事業主は2月分と3月分の保険料を3月分の報酬から控除することができる。

[問11] 厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 通勤手当は、その全額が標準報酬月額の対象となる報酬に含まれる。
- (2) 臨時に支給される災害見舞金は、標準報酬月額の対象となる報酬に含まれない。
- (3) 随時改定は、原則として固定的賃金に変動があり従前の標準報酬月額に比べて2等級以上の差が生じたときに行われる。
- (4) 3ヵ月ごとに年4回支払われる賞与は、標準賞与額の対象とされる。
- (5) 標準賞与額は、原則として被保険者が受けた月の賞与額の1,000円未満の端数を切り捨てた額である。

[問12] 厚生年金保険および国民年金の受給権等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 年金は、裁定が行われた日の属する月の翌月分から権利が消滅した月分まで支給される。
- (2) 年金の受給権は、原則として他人に譲り渡し、担保に供し、差し押えることはできない。
- (3) 老齢基礎年金を受ける権利は、受給権者の請求にもとづいて厚生労働大臣が裁定する。
- (4) 未支給年金を受けることができる者の範囲は、死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹またはこれらの者以外の3親等内の親族である。
- (5) 社会保険審査官に対する審査請求は、厚生労働大臣による年金給付等の処分を知った日の翌日から原則として3ヵ月以内に行わなければならない。

[問13] 老齡基礎年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金保険の被保険者期間のうち20歳前の期間は、老齡基礎年金の年金額の基礎とされない。
- (2) 保険料納付済期間と保険料4分の1免除期間を合算して480ヵ月を超える場合、原則として超えた保険料4分の1免除期間も老齡基礎年金の年金額の基礎とされる。
- (3) 50歳未満の保険料の納付猶予制度の適用を受けた期間は、保険料の追納がなければ老齡基礎年金の年金額の基礎とされない。
- (4) 保険料半額免除の承認を受けた期間の納付すべき保険料を納付しない場合、その期間は老齡基礎年金の年金額に保険料納付済期間の2分の1相当額が反映される。
- (5) 遺族厚生年金を受給している者は、老齡基礎年金の繰下げの申出をすることができない。

[問14] 老齡基礎年金の受給資格期間に関する下記の文章の空欄(①, ②)の中に入る最も適切な語句の組合せを1つ選びなさい。

老齡基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額には反映されない期間として次のようなものがある。

- ・昭和36年5月以後に日本国籍を取得した者の海外在住期間のうち、( ① )から日本国籍を取得した日の前日までの20歳以上60歳未満の期間
- ・( ② )までの学生であった期間のうち、国民年金に任意加入できた者が任意加入しなかった20歳以上60歳未満の期間

- (1) ①昭和36年4月 ②昭和61年3月
- (2) ①昭和36年4月 ②平成3年3月
- (3) ①昭和61年4月 ②昭和36年3月
- (4) ①昭和61年4月 ②昭和61年3月
- (5) ①昭和61年4月 ②平成3年3月

[問15] 配偶者（妻）の老齢基礎年金に加算される振替加算について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 夫の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢または65歳に達する前でも、妻が65歳に達すれば加算される。
- (2) 振替加算の額は、夫の生年月日に応じて定められている。
- (3) 障害厚生年金の配偶者加給年金額の対象者には、加算されない。
- (4) 満額の老齢基礎年金を受給できる場合、加算されない。
- (5) 受給権者（妻）が、被保険者期間240ヵ月以上ある老齢厚生年金を受給できる場合は加算されない。

[問16] 昭和35年3月2日生まれの民間会社のみ勤務した者に支給される特別支給の老齢厚生年金について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢基礎年金の受給資格期間を満了し、厚生年金保険の被保険者期間が1ヵ月以上あれば支給される。
- (2) 一般男子の場合、報酬比例部分の支給開始年齢は63歳である。
- (3) 女子の場合、60歳から報酬比例部分のみを繰上げ受給し、老齢基礎年金は65歳から受給できる。
- (4) 厚生年金保険の被保険者期間が44年以上あり退職している者は、報酬比例部分の支給開始と同じ年齢から定額部分も支給される。
- (5) 障害等級3級の状態にある在職者（被保険者）は、支給開始年齢についての障害者特例の対象とされる。

[問17] 雇用保険の失業給付（基本手当）および基本手当と特別支給の老齢厚生年金との併給調整等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 求職の申込は、住所地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）で行う。
- (2) 雇用保険の被保険者期間が20年以上で、定年退職や自己都合による離職の場合の基本手当の所定給付日数は、受給資格者の年齢により異なっている。
- (3) 基本手当の所定給付日数は、一般の受給資格者より就職困難者（障害者等）の方が多い。
- (4) 自己都合の離職理由による基本手当の給付制限期間中についても、年金は支給停止される。
- (5) 求職の申込日が年金の受給権発生日より前にある場合、年金は受給権を取得した月の翌月分から支給停止される。

[問18] 老齢厚生年金に加算される配偶者加給年金額について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 受給権者の厚生年金保険の被保険者期間にかかわらず、加算される。
- (2) 受給権者の生年月日に応じた特別加算がある。
- (3) 配偶者の前年の年収が850万円以上ある場合でも、4年後に定年退職することが明らかであれば加算される。
- (4) 配偶者が障害等級3級の障害厚生年金を受給している場合は、支給停止される。
- (5) 加給年金額が加算される年齢に達したときに対象となる配偶者が65歳に達している場合、加算されない。

[問19] 65歳以上の厚生年金保険の被保険者等の在職老齢年金制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 引き続き適用事業所に使用される70歳以上の被保険者であった者にも、適用される。
- (2) 基本月額、報酬比例部分の年金額に経過的加算を含めて算出する。
- (3) 基本月額と総報酬月額相当額を合算して47万円を超える場合、超えた額の2分の1に相当する額が支給停止される。
- (4) 在職老齢年金の仕組みにより報酬比例部分の年金が全額支給停止されている場合でも、老齢基礎年金は支給される。
- (5) 65歳から70歳に達するまで在職老齢年金が全額支給停止された者が70歳に達した月に繰下げの申出をした場合、経過的加算は42%増額される。

[問20] 障害基礎年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 初診日が20歳前にある障害についても、対象とされる。
- (2) 令和8年4月1日前に初診日(65歳未満に限る)がある場合、初診日の属する月までの直近の1年間に保険料未納期間がなければ、保険料納付要件を満たしたものとされる。
- (3) 障害認定日に障害等級に該当しなかった者が、その後65歳に達する日の前日までの間に症状が悪化して障害等級に該当するようになった場合、その期間内に請求することにより障害基礎年金が支給される。
- (4) 受給権取得後に子が出生したときは、出生した日の属する月の翌月分から子の加算額が加算される。
- (5) 受給権者に配偶者がいても、配偶者加給年金額は加算されない。



**[問21] 障害厚生年金について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病による障害であれば、その障害認定日が国民年金の第1号被保険者期間中であっても対象とされる。
- (2) 障害厚生年金の年金額は、障害認定日の属する月までの被保険者期間により計算される。
- (3) 障害等級1級および2級の障害厚生年金の受給権者には、原則として同じ等級の障害基礎年金が支給される。
- (4) 障害厚生年金の年金額を計算する場合、20歳未満の厚生年金保険の被保険者期間も算入される。
- (5) 対象者がいれば、障害等級1級・2級・3級の障害厚生年金に加給年金額が加算される。

**[問22] 遺族基礎年金について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡した場合、その者の保険料納付状況にかかわらず支給される。
- (2) 50歳未満の国民年金保険料の納付猶予制度の適用を受けている期間中に死亡した場合も、支給対象とされる。
- (3) 子のある夫に対する遺族基礎年金は、夫の年齢を問わず支給される。
- (4) 被保険者が死亡した当時胎児であった子が生まれたときは、死亡した月の翌月に遡って支給される。
- (5) 年金額は、死亡した者の保険料納付済期間や保険料免除期間にかかわらず定額である。

**[問23] 遺族厚生年金について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 障害等級1級または2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したときに支給される。
- (2) 退職した者が、被保険者期間中に初診日がある傷病により初診日から5年以内に死亡したときに支給される。
- (3) 厚生年金保険の被保険者が死亡した場合、保険料納付要件は問われない。
- (4) 妻が死亡した当時、55歳以上の夫に対する遺族厚生年金は、夫が遺族基礎年金を受給できるときは、その間あわせて受給することができる。
- (5) 夫が死亡した当時、30歳未満の子のない妻の場合、受給権を取得した日から5年を経過したときに失権する。

**[問24]** 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 夫が死亡した当時、65歳以上の妻に加算される。
- (2) 厚生年金保険の被保険者（夫）が死亡した場合、その被保険者期間にかかわらず加算される。
- (3) 遺族基礎年金と中高齢寡婦加算は、一定の要件を満たせば併給される。
- (4) 遺族厚生年金の受給権者（妻）が厚生年金保険の被保険者の場合、支給停止される。
- (5) 中高齢寡婦加算の額は、遺族基礎年金の年金額の3分の2に相当する額である。

**[問25]** 65歳以上の者に支給される年金給付の併給調整について、併給されない組合せを1つ選びなさい。

- (1) 「老齢基礎年金」と「遺族厚生年金」
- (2) 「障害基礎年金」と「老齢厚生年金」
- (3) 「障害基礎年金」と「遺族厚生年金」
- (4) 「遺族基礎年金」と「障害厚生年金」
- (5) 「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」

**[問26]** 国民年金の寡婦年金と死亡一時金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 寡婦年金は、死亡した夫の第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、10年以上あることが支給要件となっている。
- (2) 遺族基礎年金を受給したことのある妻も、寡婦年金を受給することができる。
- (3) 寡婦年金の額は、死亡した夫の第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間にもとづいて算出される。
- (4) 死亡一時金は、遺族厚生年金を受給できる場合には支給されない。
- (5) 死亡一時金の支給要件となる死亡した者の国民年金の被保険者期間には、保険料半額免除期間も含まれる。

**[問27]** 公的年金等の税制について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 被扶養配偶者である妻が拠出すべき個人型確定拠出年金の掛金を夫が支払った場合、夫の所得控除の対象となる。
- (2) 生計を一にする子が負担すべき国民年金の保険料を親が支払った場合、支払った者の所得控除の対象となる。
- (3) 個人型確定拠出年金の加入者の掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象となる。
- (4) 老齢年金生活者支援給付金は、非課税である。
- (5) 夫の死亡により妻が未支給年金を受給した場合、未支給年金は一時所得として課税対象となる。

[問28] 個人型確定拠出年金制度について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 加入申込をしようとする日の属する月の前々月までの1年間に国民年金の保険料未納期間がある者は、加入できない。
- (2) 国民年金の第3号被保険者（専業主婦）の掛金の納付方法は、口座振替のみである。
- (3) 掛金は、月額1,000円以上1,000円単位で、拠出限度額の範囲内で加入者が任意に設定する。
- (4) 加入者は、掛金の減額はできるが、掛金の拠出を停止することはできない。
- (5) 65歳から老齢給付金を受給するには、10年以上の通算加入者等期間が必要である。

[問29] 確定給付企業年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 加入者が掛金を拠出できるよう年金規約で定めた場合でも、加入者の掛金の拠出は任意である。
- (2) 給付に要する費用の予想額の現価や掛金収入の予想額を計算して所定の額に満たない場合、事業主は追加で掛金を拠出しなければならない。
- (3) 老齢給付金と遺族給付金の給付は必須であり、規約で定めれば障害給付金や脱退一時金を給付することもできる。
- (4) 年金給付は、毎年1回以上定期的に支給しなければならない。
- (5) 加入者期間の要件を満たし退職していれば、60歳未満でも老齢給付金を支給することがある。

[問30] 年金生活者支援給付金（以下「給付金」という）について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢給付金は、65歳以上の老齢基礎年金の受給者が支給対象とされる。
- (2) 老齢給付金は、同一世帯の全員に市町村民税を課されていない者が支給対象とされる。
- (3) 令和2年度の老齢給付金の額は、定額の月額5,030円である。
- (4) 障害給付金の額は、障害等級1級と2級では異なっている。
- (5) 令和2年度の遺族給付金の額は、子2人が遺族基礎年金を受給する場合、月額5,030円を2で除した額がそれぞれに支給される。

[ I ] 次の事例にもとづいて、[問31] および [問32] に答えなさい。

《事 例》

Aさん夫妻（昭和58年4月結婚）から、夫妻の年金について相談があった。それぞれの年金加入歴は次のとおりで、妻は配偶者加給年金額の対象となる要件を満たしている。

○妻（昭和35年6月1日生まれ）

- ・昭和54年3月～昭和58年3月：(株)Z社（厚生年金保険）
- ・昭和58年4月～昭和60年9月：未加入
- ・昭和60年10月～昭和61年3月：国民年金（任意加入，保険料未納）
- ・昭和61年4月～60歳に達するまで：国民年金

○夫（昭和30年3月31日生まれ）

- ・昭和52年4月～平成27年3月：(株)X社（厚生年金保険）
- ・平成27年4月～65歳の誕生日まで：(株)W社（厚生年金保険）

[問31] Aさん夫妻の老齢基礎年金の受給資格期間等について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 妻：昭和54年3月～昭和58年3月の期間のうち、保険料納付済期間は34ヵ月である。
- (2) 妻：昭和58年4月～昭和60年9月の期間は、受給資格期間に算入されない。
- (3) 妻：昭和60年10月～昭和61年3月の期間は、受給資格期間に算入されない。
- (4) 妻：昭和61年4月～60歳に達するまでのうち、第3号被保険者期間は407ヵ月である。
- (5) 夫：平成27年4月～65歳の誕生日の属する月の前月までの期間は、保険料納付済期間として受給資格期間に算入される。

[問32] Aさん夫妻の老齢給付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 妻：報酬比例部分の支給開始年齢は、62歳である。
- (2) 妻：令和7年6月分から、老齢基礎年金に振替加算が加算される。
- (3) 妻：定額部分は支給されない。
- (4) 夫：報酬比例部分の支給開始年齢は、62歳である。
- (5) 夫：加給年金額は、65歳から加算される。

[Ⅱ] 次の事例にもとづいて、[問33] および [問34] に答えなさい。

《事 例》

B夫さん（昭和33年8月16日生まれ）は、妻と喫茶店を営んでいる。B夫さんの年金加入歴は次のとおりである。

- ・昭和52年4月～平成2年3月：厚生年金保険（156ヵ月）
- ・平成2年4月～平成14年3月：国民年金・保険料納付（144ヵ月）
- ・平成14年4月～平成18年6月：国民年金・保険料半額免除期間（51ヵ月）
- ・平成18年7月～平成20年6月：国民年金・保険料4分の1免除期間（24ヵ月）
- ・平成20年7月～60歳に達するまで：国民年金・保険料納付（121ヵ月）

[問33] B夫さんが65歳から受給できる老齢基礎年金の年金額の計算式について、正しいものを1つ選びなさい（年金額は令和2年度価格）。

(1)  $781,700円 \times \frac{140\text{ヵ月} + 265\text{ヵ月} + 51\text{ヵ月} \times \frac{2}{3} + 24\text{ヵ月} \times \frac{5}{6}}{480\text{ヵ月}}$

(2)  $781,700円 \times \frac{140\text{ヵ月} + 265\text{ヵ月} + 51\text{ヵ月} \times \frac{2}{3} + 24\text{ヵ月} \times \frac{7}{8}}{480\text{ヵ月}}$

(3)  $781,700円 \times \frac{140\text{ヵ月} + 265\text{ヵ月} + 12\text{ヵ月} \times \frac{2}{3} + 39\text{ヵ月} \times \frac{3}{4} + 24\text{ヵ月} \times \frac{5}{8}}{480\text{ヵ月}}$

(4)  $781,700円 \times \frac{156\text{ヵ月} + 265\text{ヵ月} + 12\text{ヵ月} \times \frac{2}{3} + 39\text{ヵ月} \times \frac{5}{6} + 24\text{ヵ月} \times \frac{7}{8}}{480\text{ヵ月}}$

(5)  $781,700円 \times \frac{156\text{ヵ月} + 265\text{ヵ月} + 12\text{ヵ月} \times \frac{3}{4} + 39\text{ヵ月} \times \frac{5}{6} + 24\text{ヵ月} \times \frac{7}{8}}{480\text{ヵ月}}$

[問34] B夫さんの老齢年金の繰下げ受給について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢厚生年金は65歳から受給し、老齢基礎年金を70歳から繰り下げて受給できる。
- (2) 老齢基礎年金・老齢厚生年金とも、令和5年8月以降に繰下げの申出をすることができる。
- (3) 68歳到達月に繰下げの申出をした場合、年金は令和8年9月分から支給される。
- (4) 令和9年10月に繰下げの申出をした場合、年金額は35%増額される。
- (5) 令和11年8月に繰下げの申出をした場合、令和10年8月に遡って申出があったものとして支給される。

[Ⅲ] 次の事例にもとづいて、[問35] および [問36] に答えなさい。

《事 例》

C夫さん（昭和32年12月8日生まれ）から老齢厚生年金の年金額および計算方法について相談があった。C夫さんは昭和54年4月に(株)V社に就職し、令和3年3月31日付で同社を退職する予定である。

C夫さんの令和2年度基準（本来水準）の平均標準報酬月額は386,200円、平均標準報酬額は473,200円とのことである。現在妻（昭和34年6月10日生まれ、パート年収約108万円）と2人暮らしである。

生年月日	総報酬制・実施前		総報酬制・実施後	
	旧乗率	新乗率	旧乗率	新乗率
昭和21.4.2～	7.50/1,000	7.125/1,000	5.769/1,000	5.481/1,000

[問35] C夫さんが退職後受給する特別支給の老齢厚生年金の計算式について、正しいものを1つ選びなさい（年金額は令和2年度（本来水準）価格）。

- (1)  $386,200円 \times \frac{7.50}{1,000} \times 288 \text{ヵ月} + 473,200円 \times \frac{5.769}{1,000} \times 216 \text{ヵ月} + 390,900円$
- (2)  $386,200円 \times \frac{7.50}{1,000} \times 300 \text{ヵ月} + 473,200円 \times \frac{5.769}{1,000} \times 204 \text{ヵ月}$
- (3)  $386,200円 \times \frac{7.125}{1,000} \times 288 \text{ヵ月} + 473,200円 \times \frac{5.481}{1,000} \times 216 \text{ヵ月} + 390,900円$
- (4)  $386,200円 \times \frac{7.125}{1,000} \times 288 \text{ヵ月} + 473,200円 \times \frac{5.481}{1,000} \times 216 \text{ヵ月}$
- (5)  $386,200円 \times \frac{7.125}{1,000} \times 300 \text{ヵ月} + 473,200円 \times \frac{5.481}{1,000} \times 204 \text{ヵ月} + 390,900円$

[問36] C夫さんが65歳から受給する老齢厚生年金に加算される経過的加算の計算式について、正しいものを1つ選びなさい（年金額は令和2年度（本来水準）価格）。

- (1)  $1,630円 \times 480 \text{ヵ月} - 781,700円 \times \frac{464 \text{ヵ月}}{480 \text{ヵ月}}$
- (2)  $1,630円 \times 480 \text{ヵ月} - 781,700円 \times \frac{465 \text{ヵ月}}{480 \text{ヵ月}}$
- (3)  $1,630円 \times 480 \text{ヵ月} - 781,700円 \times \frac{480 \text{ヵ月}}{480 \text{ヵ月}}$
- (4)  $1,630円 \times 504 \text{ヵ月} - 781,700円 \times \frac{465 \text{ヵ月}}{480 \text{ヵ月}}$
- (5)  $1,630円 \times 504 \text{ヵ月} - 781,700円 \times \frac{464 \text{ヵ月}}{480 \text{ヵ月}}$

[IV] 次の事例にもとづいて、[問37] および [問38] に答えなさい。

《事 例》

D夫さん（昭和33年6月18日生まれ）は、令和3年6月末日付で44年3ヵ月勤務した(株)U社を退職し、その後、令和3年8月1日から関連会社の(株)T産業に70歳になるまで勤務する予定である。(株)U社での給与は、月額448,000円（標準報酬月額440,000円）で、賞与は年1回で12月に1,800,000円が支給されており、ここ3年間は同額である。

(株)T産業での給与は、月額250,000円（標準報酬月額260,000円）、賞与は6月と12月にそれぞれ360,000円が支給される条件である。なお、(株)U社退職後の年金額は、報酬比例部分1,200,000円、定額部分780,000円とする。

[問37] D夫さんが(株)T産業に勤務したときの在職老齢年金に関する下記（①～④）の記述について、正しいものの数を1つ選びなさい。

- ① 令和3年9月の基本月額は、100,000円である。
- ② 令和3年10月の総報酬月額相当額は、385,000円である。
- ③ 令和3年12月の支給停止額は、55,000円である。
- ④ 令和4年6月の在職老齢年金の額は、30,000円である。

- (1) なし
- (2) 1つ
- (3) 2つ
- (4) 3つ
- (5) 4つ

[問38] D夫さんが(株)T産業に勤務して雇用保険の高年齢雇用継続給付（基本給付金）を受給する場合のアドバイスについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 基本給付金の月額は、37,500円である。
- (2) 基本給付金は、70歳到達月まで支給される。
- (3) 賃金と基本給付金の合計額には、上限額が設けられている。
- (4) 基本給付金は、60歳到達時の賃金に比べて75%未満の賃金で勤務した月について支給される。
- (5) 年金は在職老齢年金の仕組みによる支給停止に加えて、月額15,600円がさらに支給停止される。



[V] 次の事例にもとづいて、[問39] および [問40] に答えなさい。

《事 例》

E夫さん（昭和36年6月12日生まれ）は、60歳に達した日に32年間勤務した（株）S社を退職する。E夫さんの年金加入歴は、厚生年金保険に通算して39年6ヵ月、国民年金に1年8ヵ月である。

E夫さんの年金見込額は、報酬比例部分が1,120,000円、65歳からの老齢厚生年金は1,143,491円（うち経過的加算23,491円）、老齢基礎年金は781,700円とのことである。なお、妻（昭和39年2月1日生まれ）は、加給年金額の対象者となる要件を満たしている。

[問39] E夫さんが経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金を請求する場合のアドバイスについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 65歳に達するまでの間、いつでも繰上げ請求できる。
- (2) 老齢基礎年金も同時に繰上げ請求することになる。
- (3) 加給年金額は65歳から支給される。
- (4) 繰上げ請求後65歳に達するまでに初診日のある傷病によって、障害等級に該当した場合、障害基礎年金を受給できる。
- (5) 62歳に達した月に繰上げ請求した場合、老齢基礎年金は18%減額される。

[問40] E夫さんが令和3年10月中に経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金を請求した場合の老齢厚生年金の年金額の計算式について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1)  $1,120,000円 - (1,120,000円 \times 0.5\% \times 44ヵ月 + 23,491円 \times 0.5\% \times 56ヵ月) + 23,491円$
- (2)  $1,120,000円 - (1,120,000円 \times 0.5\% \times 44ヵ月 + 23,491円 \times 0.5\% \times 56ヵ月)$
- (3)  $1,120,000円 - (1,120,000円 \times 0.5\% \times 44ヵ月 + 23,491円 \times 0.5\% \times 44ヵ月) + 23,491円$
- (4)  $1,120,000円 - (1,120,000円 \times 0.5\% \times 56ヵ月 + 23,491円 \times 0.5\% \times 56ヵ月)$
- (5)  $1,120,000円 - (1,120,000円 \times 0.5\% \times 56ヵ月 + 23,491円 \times 0.5\% \times 56ヵ月) + 23,491円$

[Ⅴ] 次の事例にもとづいて、[問41] および [問42] に答えなさい。

《事 例》

F 夫さん（昭和46年11月6日生まれ）は、令和元年10月8日（初診日）に重い病気に罹患していることが判明し、現在も治療中である。

F 夫さんの年金加入歴は次のとおりで、家族は妻（昭和49年4月16日生まれ、パート年収約100万円）、長男（平成17年1月25日生まれ、障害等級2級相当の障害がある）、次男（平成19年3月18日生まれ、健常者）の4人家族である。

- ・平成3年11月～平成11年3月：国民年金（保険料納付）
- ・平成11年4月～令和2年2月：厚生年金保険
- ・令和2年3月～現在：国民年金（保険料未納）

[問41] F 夫さんが障害認定日（原則）に障害等級1級と認定された場合、受給できる障害基礎年金の年金額の計算式について、正しいものを1つ選びなさい（年金額は令和2年度価格）。

- (1)  $781,700円 \times 1.25 + 224,900円 + 75,000円$
- (2)  $781,700円 \times 1.5 + 224,900円 \times 2人$
- (3)  $781,700円 \times 1.25 + 224,900円 \times 2人$
- (4)  $781,700円 \times 1.5 + 224,900円 \times 2人 \times 1.5$
- (5)  $781,700円 \times 1.25 + 224,900円 \times 2人 \times 1.25$

[問42] F 夫さんが障害等級2級と認定された場合の障害給付等について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 障害認定日は、原則として令和4年4月8日である。
- (2) 長男が20歳に達すると、障害基礎年金の子の加算額はなくなる。
- (3) 障害厚生年金の年金額は、300ヵ月みなしで計算される。
- (4) 障害厚生年金には、配偶者加給年金額は加算されない。
- (5) 厚生年金保険の被保険者となったときは、障害厚生年金は支給停止される。

[Ⅶ] 次の事例にもとづいて、[問43] および [問44] に答えなさい。

《事 例》

G子さん（昭和51年1月12日生まれ・平成11年10月結婚・専業主婦）から、病氣療養中の夫が、万一亡くなった場合の遺族年金について相談があった。夫（49歳）の年金加入歴は次のとおりである。

- ・平成6年4月～平成21年3月：厚生年金保険
- ・平成21年4月～現在：国民年金（保険料納付）

子供は、長男（平成14年12月5日生まれ、障害等級2級相当の障害がある）、次男（平成15年11月11日生まれ、健常者）、長女（平成19年6月25日生まれ、健常者）の3人である。

[問43] 万一、夫が令和3年中に亡くなった場合、G子さんへの遺族給付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 死亡一時金は、支給されない。
- (2) 寡婦年金が支給されることはない。
- (3) 遺族基礎年金には、3人分の子の加算額が加算される。
- (4) 遺族基礎年金は、長女が18歳の年度末を経過したときに失権する。
- (5) 再婚すると、G子さんが有する遺族基礎年金の受給権は消滅する。

[問44] 万一、夫が令和3年中に亡くなった場合、G子さんおよび子が受給できる遺族厚生年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 年金額は、報酬比例部分の年金額の4分の3に相当する額である。
- (2) 年金額は、実被保険者期間で計算される。
- (3) G子さんが65歳に達するまで、中高齢寡婦加算が加算される。
- (4) G子さんが厚生年金保険の被保険者となっても、支給停止されない。
- (5) 子に対する遺族厚生年金は、G子さんが受給権を有する間、支給停止される。

[Ⅷ] 次の事例にもとづいて、[問45] および [問46] に答えなさい。

《事 例》

先日、K県F市内のJ A近くに転居してきたH夫さん（昭和31年7月2日生まれ）から、住所および年金の受取口座の変更について相談があった。また、もうすぐ65歳になることから65歳になる時の手続についても相談があった。

現在、H夫さんは38年間加入した特別支給の老齢厚生年金を、妻（66歳）は40年間加入した老齢基礎年金をそれぞれ受給している。なお、区役所には転入届を提出済みで、個人番号（マイナンバー）は日本年金機構に収録されている。

[問45] 「年金受給権者 受取機関変更届」（以下「変更届」という）および住所変更に関するH夫さんへのアドバイスについて、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) ねんきんネットを利用して、受取口座の変更はできない。
- (2) 変更届の用紙は、日本年金機構のWebサイトからダウンロードできる。
- (3) 住所のみの変更であれば、原則届出は不要である。
- (4) 金融機関の証明印を受けても預貯金通帳のコピー（金融機関名、口座番号、支店名、口座名義人フリガナが記載された面）を必ず添付する。
- (5) 変更届の口座名義は、カタカナで記入する。

[問46] H夫さんに65歳到達時に送付される年金請求書（ハガキ形式）に関するアドバイスについて、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 提出期限は、令和3年7月末日である。
- (2) 提出先は、日本年金機構（本部）である。
- (3) 加給年金額対象者有の年金請求書（ハガキ形式）が送付されるので、「加給年金額対象者の欄」に妻の氏名を記入する。
- (4) 老齢基礎年金・老齢厚生年金とも繰下げ希望のときは、提出しない。
- (5) 年金請求書（ハガキ形式）を紛失した場合の届書は、日本年金機構のWebサイトからダウンロードできる。

[区] 次の事例にもとづいて、[問47] および [問48] に答えなさい。

《事 例》

I 夫さん（昭和33年3月15日生まれ）は、令和3年3月31日付で(株)P社を退職する予定である。I 夫さんの年金加入歴（予定を含む）は次のとおりで、個人番号（マイナンバー）は日本年金機構に収録済みである。

- ・昭和53年4月～平成元年3月：厚生省（現厚生労働省，国家公務員共済）
- ・平成元年4月～平成9年3月：(株)R社（R社厚生年金基金にも加入）
- ・平成9年4月～平成28年12月：Q商事(株)
- ・平成29年1月～現在：(株)P社（退職時の標準報酬月額32万円）

(株)P社は、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に加入しており、I 夫さんは引き続き任意継続被保険者として協会けんぽに加入する予定である。家族は、妻（58歳，パート年収約98万円）と長男（26歳・会社員）の3人暮らしである。

[問47] I 夫さんの特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢からの年金請求手続等に関するアドバイスについて、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 年金請求手続は、(株)P社の退職前でも行うことができる。
- (2) 年金請求手続は、街角の年金相談センターで行うことができる。
- (3) 年金請求書には、戸籍謄本，住民票および妻の住民税の（非）課税証明書の添付を省略できる。
- (4) 厚生年金基金の年金請求手続は，企業年金連合会に対して行う。
- (5) 年金加入期間確認通知書（共済用）の添付は，原則として不要である。

[問48] I 夫さんが退職後加入を予定している健康保険の任意継続被保険者に関するアドバイスについて，正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 任意継続被保険者となるためには，資格喪失日の前日までに継続して2年以上の被保険者期間が必要である。
- (2) 令和3年4月20日までに申請することで，任意継続被保険者になることができる。
- (3) 保険料月額は，28万円に保険料率を乗じた額である。
- (4) 任意継続被保険者となれる期間は，退職日の翌日から3年間である。
- (5) 毎月の保険料の納付期日は，その月の末日（土，日，祝日のときは翌営業日）である。

[X] 次の事例にもとづいて、[問49] および [問50] に答えなさい。

《事 例》

J 夫さん（昭和30年4月23日生まれ）は、令和3年4月22日に30年6ヵ月勤務した(株)O社を退職する予定で、退職一時金1,580万円が支給されるとのことである。

また、J 夫さんが退職後受給する年金額は次のとおりで、他に収入はないものとする。

- ・老齢厚生年金：120万円
- ・老齢基礎年金：78万円
- ・企業年金基金：115万円

J 夫さんは、妻（昭和31年2月生まれ、専業主婦）、長女（平成2年3月生まれ、会社員）の3人暮らしである。

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 (1,000万円以下の場合)の公的年金等控除額	
130万円以下	60万円	65歳以上は最低110万円
130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円	
410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円	

[問49] J 夫さんの退職一時金にかかる課税対象となる退職所得金額について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 50,000円
- (2) 100,000円
- (3) 225,000円
- (4) 400,000円
- (5) 800,000円

[問50] J 夫さんが事例の年金を受給した場合、令和4年分の公的年金等にかかる雑所得の金額として、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 1,057,500円
- (2) 1,100,000円
- (3) 1,930,000円
- (4) 2,030,000円
- (5) 2,072,500円



# 答案作成上のご注意

## ① 所持品

受験票・鉛筆(HB)・消しゴム・電卓1台(ただし、金融計算・関数・メモ機能付を除く)

## ② 解答用紙の記入方法

- (1) 受験票の受験番号・氏名が解答用紙の受験番号・氏名と一致していることを確認のうえ、解答用紙の氏名欄にカタカナ名を記入してください。
- (2) コンピューターの印字がない白地の解答用紙を使用する場合は、受験票記載の受験番号・金融機関コード・漢字名・カタカナ名を記入してください。
- (3) 解答用紙を折りまげたり、破ったりしないでください。また、解答用紙が著しくよごれたときは、監督者に申し出て新しい(白地の)解答用紙と取りかえてください。その際は、受験番号・金融機関コード・漢字名・カタカナ名を記入のうえ、受験番号も忘れずにマークしてください。

## ③ マークの記入方法

この試験は、マーク・シート方式です。

- (1) 正しいマーク例 ● はみださないよう鉛筆で塗りつぶしてください。
- (2) 誤ったマーク例 ① ② ⊗ ⊙ 0
- (3) 訂正方法  
消しゴムで跡が残らないようきれいに消してください。  
消し方が不完全な場合には二重解答となり採点されません。

## ④ 本試験の正解は2021年2月12日(金)を目途に次のインターネットサイトに掲示いたします。<https://www.nc-academy-answer.net/>

アクセスする際は、上記URLを直接入力するか、右記QRコードを読み取りして、ダイレクトにアクセスしてください。



(株)農林中金アカデミーのトップページからアクセスすると、アクセス集中によって長時間待たされる、あるいは操作が停止することになりますので控えてください。



株式会社 農林中金アカデミー

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 新有楽町ビル6階  
TEL 03-3217-3051(代表) FAX 03-3217-3083